

せたな町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	9,417	千円 8,973,064	千円 350,399	千円 1,613,687	% 18.0	% 15.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 184	千円 702,080	千円 124,595	千円 249,982	千円 1,076,657	千円 5,851	千円 5,694

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

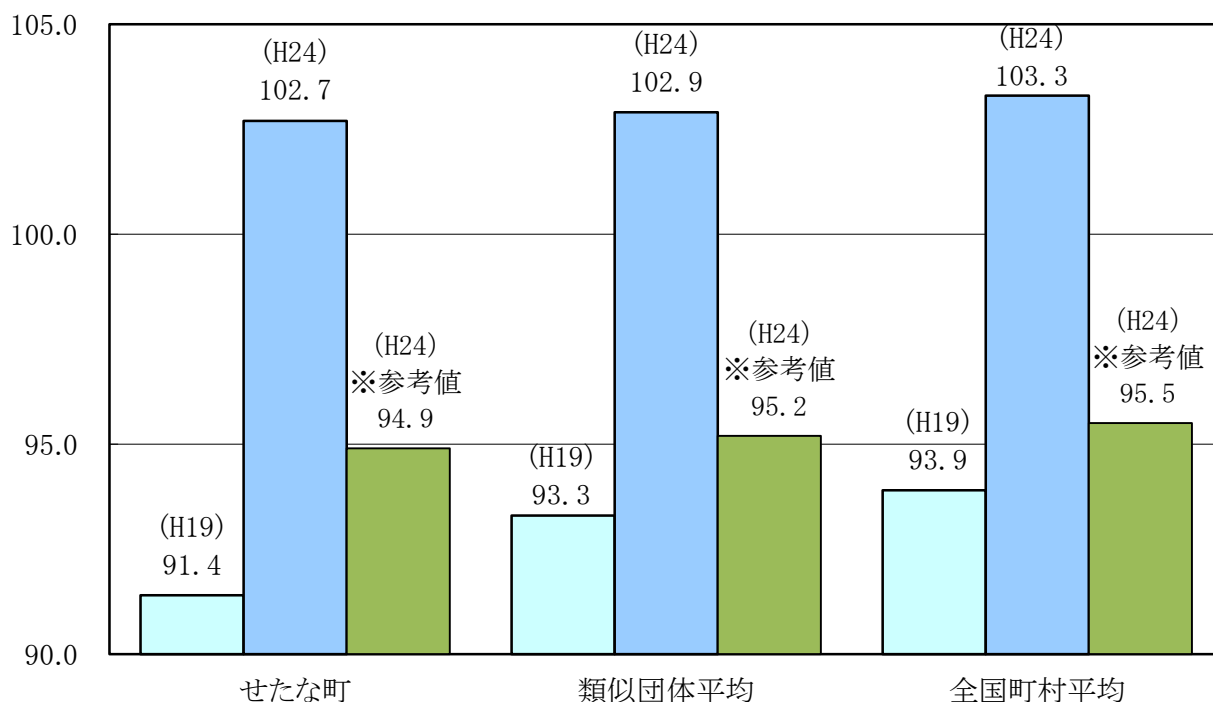
平成17年9月1日 大成町、瀬棚町及び北檜山町が合併し、せたな町となる。

人件費削減措置

区分	項 目	削 減 内 容	削減措置実施期間
一般職	給料	給料月額を4.2%削減	平成20年度～平成21年度
	期末手当	役職加算を次のように削減。 ・係長、主任 — 4%から0%に削減 ・課長補佐等 — 8%から0%に削減 ・課長等、参事 — 10%から0%に削減	平成20年度～平成22年度
	勤勉手当	役職加算を期末手当と同様に削減。	
特別職	給料	給料月額を次のとおり削減。 ・町 長 — 750,000円から690,000円に削減 ・副町長 — 600,000円から552,000円に削減 ・教育長 — 550,000円から506,000円に削減	平成19年4月1日から 平成23年9月30日まで
		・区 長 — 487,000円から380,000円に削減	平成20年1月1日から 平成22年3月31日まで
	期末手当	役職加算を次のように削減。 ・15%から0%に削減	平成20年度～平成22年度

※病院、診療所の医師は除く。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

※平成17年のせたな町のラスパイレス指数については、合併前の為記載無し。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	401,516 円	401,789 円	△ 273 円 (△ 0.07 %)	%	0 %	0 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	3.94 月	3.95 月	△ 0.01 月	月	3.95 月	3.95 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	315,900	365,500	407,900	421,400	422,600

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
せたな町	44.5 歳	327,900 円	373,400 円	358,700 円
北海道	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917)	—	372,906 円 (401,789)
類似団体	43.0 歳	317,283 円	358,424 円	347,483 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
せたな町	53.0 歳	9 人	298,300 円	329,000 円	313,800 円
うち 用務員	60.8 歳	2 人	351,000 円	376,700 円	376,700 円
うち その他技能労務職	50.8 歳	7 人	283,300 円	315,400 円	296,000 円
北海道	50.2 歳	461 人	333,067 円	389,758 円	366,292 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円 (285,030)	—	307,506 円 (323,181)
類似団体	50.1 歳	5 人	300,814 円	323,402 円	316,295 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
せたな町	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.82
うちその他技能労務職	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
せたな町	—	—	—
うち用務員	5,921,300 円	2,861,400 円	2.07
うちその他技能労務職	4,933,700 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
せたな町	40.4 歳	337,900 円	367,100 円	366,500 円
北海道	44.8 歳	384,152 円	444,582 円	—
類似団体	37.6 歳	316,033 円	387,144 円	—

④税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
せたな町	40.3 歳	303,600 円	369,600 円	338,000 円
国	43.2 歳	373,766 円 (345,622)	—	443,968 円 (411,574)
類似団体	40.7 歳	301,690 円	352,904 円	329,081 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
せたな町	38.5 歳	271,800 円	293,100 円	286,900 円
国	41.0 歳	326,961 円 (305,230)	—	371,712 円 (347,846)
類似団体	43.2 歳	307,058 円	331,178 円	320,324 円

⑥看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
せたな町	40.8 歳	288,900 円	332,800 円	304,400 円
国	45.7 歳	313,617 円 (298,203)	—	342,896 円 (326,642)
類似団体	42.3 歳	305,639 円	343,867 円	320,119 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2)職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分		せたな町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	165,312 円	163,987 円 (172,200)
	高校卒	140,100 円	134,496 円	133,418 円 (140,100)
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	134,496 円	—
	中 学 卒	—	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	187,016 円	185,088 円	—
	短 大 卒	—	142,848 円	—
看護職	短大3卒	188,900 円	—	—
	短 大 卒	180,500 円	—	—
保健職	大 学 卒	191,600 円	—	—
	短大3卒	—	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	265,700 円	304,300 円	347,900 円
	高 校 卒	219,800 円	266,400 円	299,000 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	267,900 円
	中 学 卒	—	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	338,000 円	338,000 円	400,300 円
	短 大 卒	—	—	—
看護・保健職	大 学 卒	288,400 円	339,300 円	395,000 円
	短大3卒	252,000 円	284,600 円	399,600 円

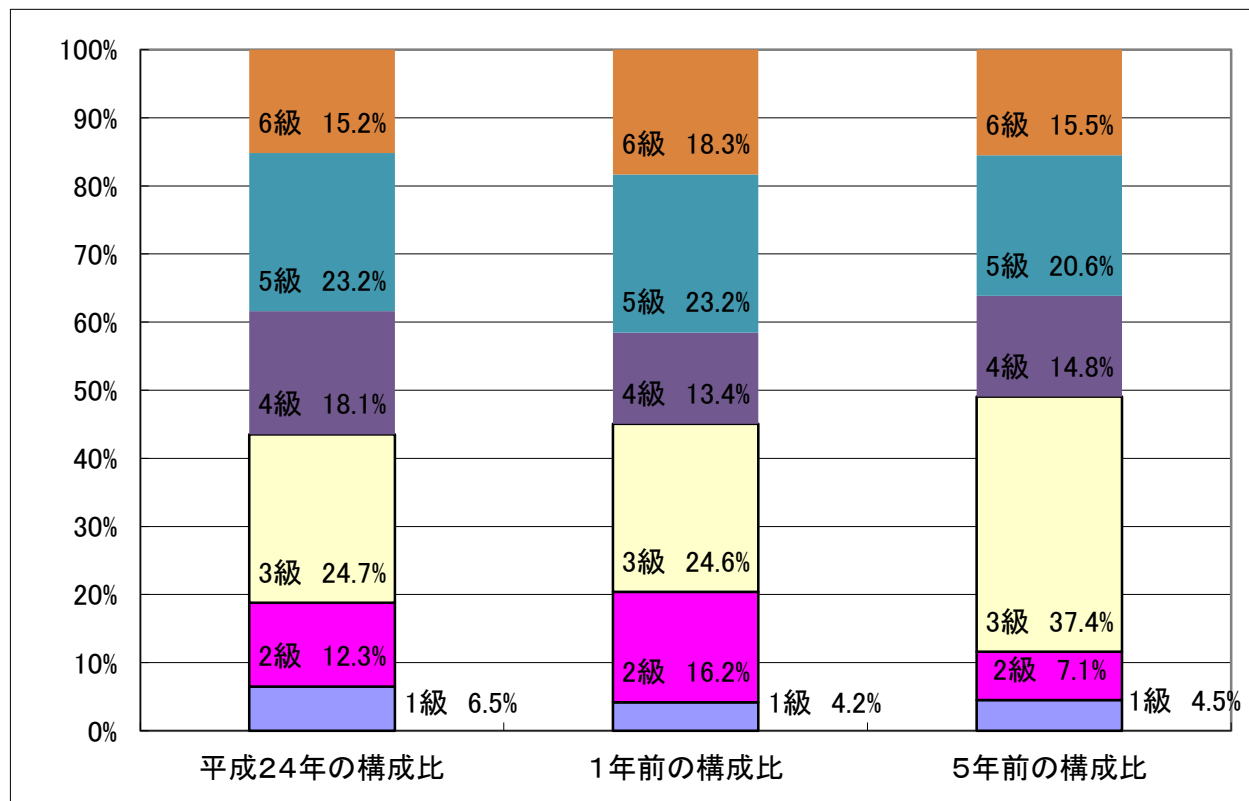
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数	構成比
6 級	課長、参事	人 21	% 15.2
5 級	課長、課長補佐、主幹	人 32	% 23.2
4 級	係長	人 25	% 18.1
3 級	係長、主任	人 34	% 24.7
2 級	主任、主事、技師	人 17	% 12.3
1 級	主事、主事補	人 9	% 6.5

(注) 1 セたな町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給に係る勤務実績の反映は、昇給の基準に関する要綱に基づき、勤務成績が良好でない職員について適用している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

せたな町	北海道	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,359 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,550 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 [1.45] 月分 [0.65] 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 [1.45] 月分 [0.65] 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 [1.45] 月分 [0.65] 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0% (3~20%) ※平成23年度から凍結解除	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注)[]内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務実績の反映は、勤務実績に基づき次のとおり定めている。
ただし、良好でない職員についてのみ運用している。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ①勤務実績が特に優秀な職員 | 100分の95.5以上100分の155.0以下 |
| ②勤務実績が優秀な職員 | 100分の85.0以上100分の95.5未満 |
| ③勤務実績が良好な職員 | 100分の74.5 |
| ④勤務実績が良好でない職員 | 100分の74.5未満 |

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

せたな町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~30%加算) 1人当たり平均支給額 10,577 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 21,364 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

勧奨退職制度については、平成22年3月31日で廃止とした。

(3) 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		120 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		120 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		1,077 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		107,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		9.4 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	病院及び診療所に勤務する医師	診療及び出張診療並びに健康管理に関する調査研究に従事した場合	医務手当 月額 150,000円以内 出張診療手当 月額 50,000円以内 医事研究手当 月額 200,000円以内
往診手当	病院及び診療所に勤務する医師	患家の依頼により病院等以外の場所において診療に従事した場合	往診料の4割相当額
手術手当	病院及び診療所に勤務する医師	虫垂切除点数以上の手術(麻酔術を加算する。)を施行した場合	手術料の2割相当額
集団検診手当	病院及び診療所に勤務する医師	病院以外の場所で行う集団検診に従事した場合	健康診断 5,000円/回 予防接種 8,000円/回
夜間看護手当	病院及び診療所に勤務する看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	深夜勤務 全部 6,800円/回 4時間以上 3,300円/回 2～4時間 2,900円/回 2時間未満 2,000円/回
救急車同乗手当	病院及び診療所に勤務する医師、看護師及び准看護師	救急患者の転送等のため救急車に同乗した場合	移送先までの距離 100km未満 1,000円/回 100～200km 1,500円/回 200km以上 2,000円/回
救急待機手当	病院及び診療所に勤務する看護師、准看護師、放射線技師、臨床検査技師及び薬剤師	勤務時間外における救急患者の処置及び転送等の業務の非常招集に備え予め待機を指定した場合	看護師、准看護師 10,000円 放射線技師 月額 10,000円 臨床検査技師 月額 10,000円 薬剤師 月額 10,000円
潜水作業手当	職員	潜水器具を着用して潜水深度20mまでの潜水作業に従事した場合	1時間 310円
火葬作業手当	職員	火葬作業に従事した場合	1回 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	25,997 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	141 千円
支給実績(22年度決算)	24,481 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	131 千円

(6)その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	①配偶者 ・月額 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 ・月額 各6,500円(職員に配偶者が ない場合、うち1人のみ11,000 円) ③扶養親族たる子のうち満15歳に達す る日後の最初の4月1日から満22歳に 達する日以後の最初の3月31日まで の間 ・月額 5,000円加算	同じ		27,359 千円	258,104 円
住居手当	①借家及び借間 (家賃の額が月額12,000円を超える 場合) ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃の月額から12,000円を控除 した額 ・家賃が月額23,000円を超える場合 家賃の月額から23,000円を控除 した額の2分の1に11,000円を加 算した額 (控除した額の2分の1が16,000円 を超えるときは16,000円) ②自宅の場合 ・3,000円 ※平成23年度から3,000円	異なる	○配偶者等が 借家・借間に 居住する単 身赴任手当 受給職員 最高13,500円 ○自宅の場合 支給なし	13,832 千円	130,491 円
通勤手当	①交通機関等の利用者 ・1ヶ月当たりの運賃等相当額 (55,000円を限度に支給) ②自動車等の交通用具使用者 ・片道2km以上の通勤距離に応じた 月額を毎月支給 (2,000円～24,500円)	同じ		7,235 千円	95,197 円
宿日直手当	①正規の勤務時間外又は休日若しくは 休暇日に宿直又は日直を命ぜられた 場合 ・1回 4,200円	同じ		1,769 千円	104,059 円
管理職手当	①役職に応じ支給 (給料月額×支給割合) ・1種 100分の15 ・2種 100分の12 ・3種 100分の10 ・4種 100分の8 ・5種 100分の6	異なる	定額	21,313 千円	367,466 円
管理職員 特別勤務手当	①管理又は監督の地位にある職員のう ち臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により勤務を要しない 日又は祝日法による休日若しくは年 末年始の休日に勤務した場合 ・1回 4,000円～6,000 円	異なる	①1回 4,000円～ 18,000円	1,374 千円	50,889 円

5 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	690,000 円 (円)		(参考)類似団体における最高／最低額			
	副 町 長	552,000 円 (円)		807,500 円 / 363,200 円		363,200 円	
報 酬	議 長	223,000 円 (円)		364,000 円 / 220,000 円		220,000 円	
	副 議 長	180,000 円 (円)		285,000 円 / 168,100 円		168,100 円	
	議 員	156,000 円 (円)		263,000 円 / 135,800 円		135,800 円	
期 末 手 当	町 長	(23年度支給割合)					
	副 町 長	3.95					
	議 長	(23年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	3.95					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 町 長	690,000円×20.504(勤続4年)		14,147,760円		任期毎	
	備 考	552,000円×12.936(勤続4年)		7,140,672円		任期毎	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

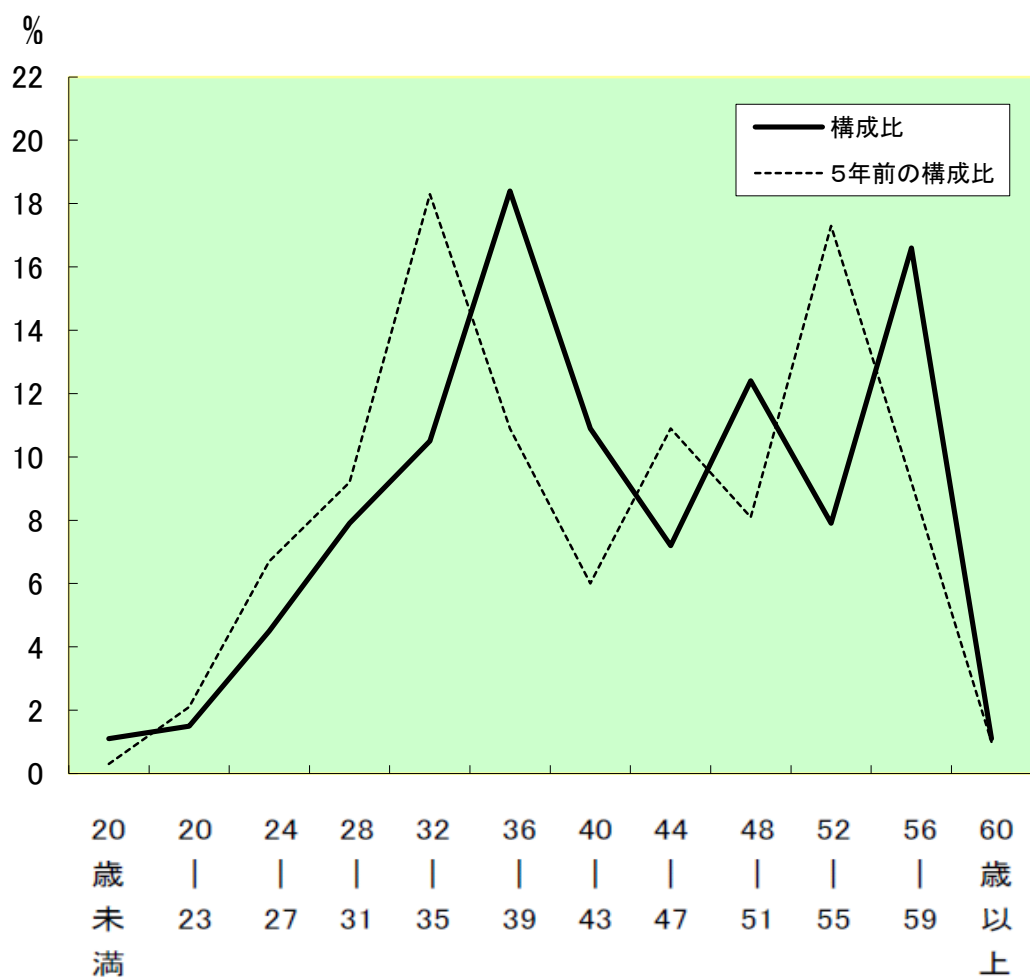
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	41	38	△ 3	退職不補充による減(△2) 職員配置見直しによる減(△1)
	税 務	12	12	0	
	農 水	22	23	1	業務内容充実(1)
	商 工	6	6	0	
	土 木	12	12	0	
	民 生	39	42	3	業務内容充実(2)、休職者による補充(1)
	衛 生	14	13	△ 1	退職不補充による減(△1)
	計	148	148	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 157.16人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 122.24人)
	教育部門	37	32	△ 5	退職不補充による減(△1) 高校閉校に伴う職員減(△3) 職員配置見直しによる減(△1)
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	185	180	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 191.14人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 150.18人)
	病 院	65	64	△ 1	退職不補充による減(△1)
	水 道	4	4	0	
	下 水 道	3	3	0	
	その他	18	15	△ 3	退職不補充による減(△1) 職員配置見直しによる増(△2)
合 計	小 計	90	86	△ 4	
	計	275 [304]	266 [304]	△ 9 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	4人	12人	21人	28人	49人	29人	19人	33人	21人	44人	3人	266人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年 度 部 門 別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	162	159	159	151	148	148	△ 14 (△ 8.6 %)
教育	37	36	36	37	37	32	△ 5 (△ 13.5 %)
普通会計計	199	195	195	188	185	180	△ 19 (△ 9.5 %)
公営企業等会計計	85	86	86	87	90	86	1 (1.2 %)
総合計	284	281	281	275	275	266	△ 18 (△ 6.3 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。